

雇用保険法等の一部を改正する法律

附 則

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二百二十三条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第八項中「政府、」を削り、「第二十八条第五項第二号」を「第五十三条第六項第二号」に改める。